

〔設問の〕

第1. 本件自己株式取得の効力

1. (1) 会社法(以下略)160条2.3項に基づく通知を欠いた点。

甲社が、定時株主総会において、B以外の甲社の株主に対し、第1号議案の「取得する相手方」の株主に自己を加えたものを株主総会の議案とすることを請求するに当たってその旨を通知しなかった。

確かに、Bは、甲社の「株主」たるAの「相続人」であるが(162条柱書)、甲社は公開会社であるので、相続人から株式を買い取って、企業承継を迅速に行うとの要請は重視せず、160条2.3項の適用除外は認められない(162条1号)。

よって、160条2.3項に反する点で手続違反が認められる。

2. 160条4項に反する点。

160条1項の「特定の株主」は、議決権行使が制限されている(同条4項)。他の株主の利益を害しないためである。

Bは、250万株の甲社株式を甲社に譲渡する点で「特定の株主」に当たる。そうであるのに、株主総会において議決権を行使した。

よって、160条4項に反する手続違反が認められる。

3. 自己株式取得の効力

上記で述べた通り、本件の自己株式取得に際し、

手続違反が認められる。

かかる場合、相手方が手続違反にこそ善悪・無重過失であり、同人の取引の安全が保護される特段の事情がない限り、自己株式の取得は無効となると解すべきである。

相手方たるBは、自ら甲社の株主総会に「甲社株式の全てを手放しても構わない」との意向で参加し、議決権まで行使しているのだから、少なくとも手続違反にこそ重大な過失が認められる。

よって、自己株式取得は無効である。

2. 財源規制に反している点。

甲社の分配可能額は5億円である(資料3)。

そうであるのに、甲社はBに25億円の対価を支払って、自己株式を取得している。

このため、財源規制に反している(461条1項2号)。

よって、財源規制違反の点から自己株式取得は無効である。

第2. 甲社・B間の法律関係

以上のより、自己株式取得は無効であるから、原状回復として、甲社は、250万株の株式の返還債務、Bは25億円返還債務を負う。(民法703条)。

そして、両者の関係について、債権者保護を趣旨とする462条の規定があるものの、自己株式譲渡人の保護も図られなければならないことから、同時履行の関係にあると

解すべきである。

よて、Bは25億円の返還を先履行する必要はない。

[設問④]

1. 甲社の「株主等」は、「自己株式の処分効力が生じた日」である平成22年7月20日から「六箇月以内」の訴訴期間内において、自己株式処分無効の訴えを提起できる(828条1項3号、同条2項3号)。

無効事由については、明文の規定も欠けては、取引の安全の見地から、重大な瑕疵がある場合を指すとして解すべきである。

2. 乙が議決権を行使した点

乙は、特別利害関係株主(831条1項3号)に当たり、なぜなら、乙社は甲社と資本関係を強化したいとの思惑があり、一般株主とは異なる個人的利害関係も有すると認められるからである。

もっとも、自己株式の処分額が市場価格の80%である点は、資本関係を強化したいとの甲・乙社の狙いを考慮すれば、乙にとって不当に有利とまでは言えず、「著しく不当な決議がなされた」とは言えない。

よて、この点につき瑕疵はない。

3. 市場価格の80%とした根拠を示さなかった点

- 41 Cが説明を拒絶した点が314条違反になるかが問題となる。

取締役は、「正当な理由がある」等の事情がない限り、平均的株主が合理的判断を下せる程度の説明を尽くすことが求められる(314条)。株主は決議の判断材料を得る必要があるからである。

Cが企業秘密を理由に回答を拒絶することは、会社規則71条の事由のいずれにも当たらず、説明義務が免除される事情はない。

よて、314条違反が認められる。

- (2) しかし、314条違反という法令違反は、甲・乙社もヒリ多く多数の利害関係人の取引の安全を覆す程の重大な瑕疵とまでは言えない。

4. 以上より、本件自己株式処分の効力は有効である。

[設問⑤]の取得の効力が無効である点は、処分の効力に波及しない。

[設問⑥]

- 第1. 任務懈怠責任(423条1項)

甲社の「取締役」たるCは、甲社に対し、任務懈怠に基づく損害賠償責任(423条1項)を負うが、

1. Cは、前述した通り、B以外の甲社株主への通知も欠く、説明義務に反する等の法令違反をしており、「任務を怠った」に当たる。

2. 「損害」とは、~~会社~~ 仮に任務懈怠がなかった場合と会社の現在の財産状態の差額である。よて、自己株式の

取得・処分においては、全取得額が損害額となる
と解すべきである。確かに、処分した場合には、対価が
得られるが、これは、新株発行により資金調達した
場合に損害を回復する事由とならなぬと同様、
損害回復事由とはならない。

甲社は、自己株式取得により25億円を交付したの
だから、処分により16億円の交付を受けたとしても、
損害額は25億円である。

よって、Cは、25億円の損害賠償責任を負う。

第2. 剰余金配当に関する責任(462条)、欠損填補責任
(465条)について

1. Cは、462条の「業務執行取締役」、465条の「職務
を行つた業務執行者」に当たる。

2. もっとも、Cに架空売上げも見抜けなかったことに
つて過失はなく、「職務を行つて注意を怠らなかつた」
(462条2項、465条1項但書)に当たる。

よって、Cは、462条、465条に基づく責任を負わぬ。

以上

125